

## 甲斐市議会 総務教育常任委員会 会議録

1. 開催日時 令和4年6月21日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

---

### 出席委員（6名）

委員長	清水和弘君	副委員長	滝川美幸君
	安倍健治君		松井豊君
	内藤久歳君		藤原正夫君

### 欠席委員（なし）

### 傍聴議員（2名）

議長	赤澤厚君		若尾彰子君
----	------	--	-------

---

### 説明のため出席した者の職氏名

総合戦略部長	丸山英資君	総務部長	高鳥悟君
生活環境部長	相川泰史君	防災危機管理監	山岡広司君
教育部長	小澤明君	経営戦略課長	酒井厚志君
財政課長	宮本裕君	総務課長	島田伸君
人事課長	小林一三君	市民活動支援課長	小宮山厚君
教育総務課長	名取藤吾君	生涯学習文化課長	高須秀樹君
スポーツ振興課長	森川嘉亮君	経営企画係長	石原大助君
財政係長	早川要子君	契約係長	徳井雄一君
管理係長	清水良一君	人事係長	宮崎建君
給与係長	五味万里君	市民活動支援係長	内野真理君
市民生活係長	萩原和美君	消防防犯係長	高橋正樹君

施設係長 保坂勇二君 生涯学習係長 酒井紀子君  
文化財係長 海野成江君 施設管理係長 石川雄規君

---

#### 職務のために出席した者の職氏名

議会議務局長 山田 洋 書記 森田 公  
書記 長田 大地

#### 審査内容

##### 1 条例等審査

議案第44号 竜王南小学校屋内運動場長寿命化改修工事請負契約締結の件

議案第45号 甲斐市地域公共交通会議設置条例の制定の件

議案第48号 甲斐市職員の育児休暇等に関する条例の一部改正の件

議案第49号 甲斐市職員等の旅費に関する条例の一部改正の件

##### 2 補正予算審査

議案第50号 令和4年度甲斐市一般会計補正予算（第1号）

##### 3 その他

開会 午前 9時23分

○書記（森田 公君） 改めましておはようございます。

連日のご参集大変お疲れです。

それでは、ただいまから総務教育常任委員会を始めさせていただきます。

本日の委員会は、初めに委員長よりご挨拶をいただきまして、委員長の進行により議事を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、清水委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 改めて、おはようございます

本日は委員会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまでございます。

余談になりますけれども、このところ大変気温が高く、随所で真夏日を記録しています。

小・中学校児童の熱中症対策のため、登下校時のマスクを外すことの推奨、指導を学校では行っているようですが、なかなかマスクを外すことができないようです。私たちもこの夏を乗り切るために、熱中症には十分気をつけて過ごしていきましょう。

それでは、本日も議事進行がスムーズに進みますように皆様方をお願いして、私の挨拶とさせていただきます。

それでは、ただいまから総務教育常任委員会を始めさせていただきます。

ただいまの出席委員は6名です。定足数に達しておりますので、これより、総務教育常任委員会を開会します。

---

○委員長（清水和弘君） 本日の委員会は、本定例会初日に付託されました議案の審査を行います。審査については一問一答方式で簡潔に質問され、また、市当局の答弁も分かりやすく説明していただきたいと思います。

なお、本日は、委員外議員の傍聴を許可しましたので、ご承知おきください。

質疑は委員の質疑を受けた後に、傍聴議員の質疑を受けたいと思います。傍聴議員の質疑は、さきの申合せのとおり、会派の割当て人数により行います。質問は1問とし、再質問は1回までとします。

念のため人数を申し上げます。新政会3人、創政甲斐クラブ2人、颯新クラブ1人、日本共産党甲斐市議団1人、公明党1人となります。また、無党派議員は質問ができませんので、ご承知おきください。

それでは、審査に入る前にお諮りいたします。本日は円滑な審査を行うため、お手元に配付した議案審査日程により審査を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） ご異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは初めに、条例等審査を行います。

議案第44号 竜王南小学校屋内運動場長寿命化改修工事請負契約締結の件を議題といたします。

当局より説明をお願いいたします。

宮本財政課長。

○財政課長（宮本 裕君） 改めましておはようございます。

それでは、財政課より議案第44号 竜王南小学校屋内運動場長寿命化改修工事請負契約締結の件につきましてはご説明させていただきます。

お手元の甲斐市定例市議会議案の11ページをお願いいたします。

竜王南小学校屋内運動場につきましては、昭和51年建築で築46年が経過し、老朽化が進んでいることから、学校施設の長寿命化に向け、基礎及び骨組みとなる鉄骨のみを残し、屋根、外壁、内壁、床の改修工事を行うものでございます。

契約の目的といたしましては、竜王南小学校屋内運動場長寿命化改修工事、契約の方法につきましては一般競争入札による契約、契約の金額は金3億6,740万円でございます。なお、この金額は消費税を含んだ額となります。

契約の相手方は、山梨県甲斐市万才300番地、中村建設・甲信建設工業竜王南小学校屋内運動場長寿命化改修工事共同企業体、代表者中村国男氏でございます。

提案理由でございます。

この請負契約の締結につきましては、甲斐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要がございます。これがこの案件を提出する理由となります。

入札の経過についてご説明させていただきますので、恐れ入りますがお手元の定例市議会資料1ページをお開きください。

入札執行の公告は、4月28日木曜日に市の掲示板及びホームページにより行いました。入札参加受付期間は、公告日から5月11日水曜日までの14日間といたしました。入札は5月19日の木曜日に執行しております。

中段の表になります。左から2列目の入札参加条件等につきましては、過去の同規模の建設工事に準じまして、特定建設工事共同企業体2社といたしました。

代表構成員は、山梨県中北建設事務所管内に本店を有し、経営事項審査、建築の評定値が900点以上の事業者、構成者は市内に本店を有し、経営事項審査、建築の評定値が700点以上の事業者といたしました。

表の一番右になりますが、応札者は中村建設・甲信建設工業JV及び渡辺建設工業・樋川建築JVの2共同企業体で、一般競争入札を執行したところでございます。

入札の結果、1回目の入札で入札価格が低かった中村建設・甲信建設工業JVを落札候補者とし、入札後の資格要件審査の結果、適格と認められたため、落札決定いたしました。

予定価格は税抜きで3億3,531万円、落札金額は税抜きで3億3,400万円、契約金額は税込みで3億6,740万円であります。落札率は予定価格に対しまして99.6%でありました。

入札の結果を受け、5月25日水曜日に仮契約を締結しておりまして、本議案の議会議決をもって本契約に移行することになります。

なお、工期につきましては、令和5年3月29日水曜日までを予定しております。

以上、議案第44号 竜王南小学校屋内運動場長寿命化改修工事請負契約締結の件につきまして説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

ここで、委員並びに職員各位に申し上げます。

質問は一問一答とし、また、質問、答弁は簡潔、明瞭にさせていただきますようお願い申し上げます。

それでは、説明に対する委員の質疑を行います。

本案に対する討論ありましたら、お願いいたします。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 築40年を超えているということですが、この改修で後どのぐらいもつという想定でしょうか。

- 委員長（清水和弘君） 名取教育総務課長。
- 教育総務課長（名取藤吾君） 長寿命化の工事につきましては、およそ寿命が30年から40年と言われておまして、長寿命化工事をすることによって、約70年程度に寿命が延びると言われております。よろしく申し上げます。
- 委員長（清水和弘君） 答弁終わりました。
- 何かほかに質問ありますか。
- 内藤委員。
- 委員（内藤久歳君） これ、屋内運動場なんだけれども、この改修ということに関しては、長寿命化ということなんだけれども、改修の全体的な改修内容、それはどういうことになっていきますか。
- 委員長（清水和弘君） 保坂施設係長。
- 施設係長（保坂勇二君） 工事の内容ですが、基礎、鉄骨を残して、屋根、外壁、内壁、床の改修、また、給排水設備、電気設備の改修であります。ただし、アリーナの照明につきましては、既にLED照明が設置してありますので、この部分については一時的に撤去し、再設置となります。
- 以上です。
- 委員長（清水和弘君） 内藤委員。
- 委員（内藤久歳君） あと、バスケットのゴールとか、ああいうネットがあるじゃんね、防球ネットとか、そういう点についても全て替えるということですか。
- 委員長（清水和弘君） 保坂施設係長。
- 施設係長（保坂勇二君） 今の質問のとおり、全て撤去して、再設置するような形になります。
- 委員長（清水和弘君） 内藤委員。
- 委員（内藤久歳君） そうすると、あと、体育館のトイレとか、そういう附帯設備があるよね、そういうところも全部新しく改修するということでもいいのかな。
- 委員長（清水和弘君） 保坂施設係長。
- 施設係長（保坂勇二君） トイレ、中の設備全て改修となります。
- 委員（内藤久歳君） 了解です。
- 委員長（清水和弘君） ほかに質疑はありませんか。
- 滝川副委員長。

○委員（滝川美幸君） それだけの工事をするということで、大分期間も長くなると思うんですけれども、この間に屋内体育施設が使えないということで、生徒さんたちへの影響というもの、ほかのところお借りして、そういう何かするときには、使うようになっているのかどうか、ちょっとそこだけ確認をさせてください。

○委員長（清水和弘君） 保坂施設係長。

○施設係長（保坂勇二君） 体育館で行う学校行事、授業につきましては、その学習カリキュラムの中で6月中に終了という形で学校とも協議し、了承を得ているところであります。

また、社会体育につきまして、体育館を利用するスポーツ団体、そういったところにつきましても周辺の竜王西小学校などを工事が終了するまでの期間に振り替えていただいて、使用するような形で、所管課のスポーツ振興課のほうにも伝えてあります。

また、自治会で使う場合につきましても、学校のほうから使用できない旨、使用できない期間、そういったものを周知していただいているところであります。

以上です。

○委員長（清水和弘君） ほかに質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で議案第44号の質疑を終了します。

これより、議案第44号 竜王南小学校屋内運動場長寿命化改修工事請負契約締結の件について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、議案第44号を採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第44号を終わります。

ここで、職員の入替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時38分

再開 午前 9時39分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

次に、議案第45号 甲斐市地域公共交通会議設置条例の制定の件を議題といたします。

当局より説明をお願いいたします。

酒井課長。

○経営戦略課長（酒井厚志君） 改めましておはようございます。お疲れ様でございます。

それでは、経営戦略課より議案第45号 甲斐市地域公共交通会議設置条例の制定の件につきましてご説明いたします。

議案書の13ページ、14ページをお願いいたします。

初めに、条例制定の経緯であります。本市では、平成25年度から市民バスの運行を本格実施し、公共交通の空白地帯や不便地帯の解消、高齢者などの交通弱者の移動手段確保を図るため、現在6系統8路線を運行しておりますが、利用率が低く廃止を含め検討しなければならない路線も存在している状況でございます。

そのため、昨年度、低利用路線の在り方、運行手法などについてアンケート調査を行った結果、決まった時間に決まったルートを運行する現在の路線定期型交通より、先進自治体を実施している予約型の運行形態であるデマンド交通の導入による市民バスの存続を望む声が多くございました。

まず、提案理由につきまして14ページをお願いいたします。

これまでの甲斐市民バスの運行状況を踏まえ、本市の公共交通を抜本的に見直すために、地域の実情の即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な事項を協議するため、市長の附属機関として甲斐市地域公共交通会議の設置に必要な事項を定める必要がございます。これが本条例案を提出する理由で

ございます。

13ページをお願いいたします。

本条例案の概要につきましては、8条で構成され、第1条は、市長の附属機関として交通会議を設置する規定となっております。

第2条は、交通会議の所掌事務として、地域の実情に応じた適切な運送の対応及び運賃等に関する事。地域公共交通計画の作成及び変更並びに計画の実施に関する事項を記載しております。

第3条から5条は、交通会議の組織、構成等に関する事項で、第3条が組織に関する事になります。

14ページをお願いいたします。

第4条が委員の任期、第5条が会長、副会長の職務を記しております。

第6条は会議、第7条は庶務、8条が委任事項となっております。

なお、附則といたしまして、執行期日は公布の日からとするものであります。

以上で、議案第45号 甲斐市地域公共交通会議設置条例の制定の件についてのご説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

それでは、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたら、お願いいたします。

藤原委員。

○委員（藤原正夫君） お疲れさまです。

今の条例の中で8条あるんですけども、その中で、人選なんですけれども、この会長、副会長、これほどこの会則でも大体同じかなと思うんですけども、この人選については、甲斐市全体からの人選なのか、この中の内容をちょっと説明してもらえばありがたいんですけども、よろしくお願ひします。

○委員長（清水和弘君） 酒井課長。

○経営戦略課長（酒井厚志君） 委員の選任の関係につきましては第3条になります。

20人以内で組織するとしていまして、（1）につきましては、市長または、その指名する者ということで、現在市の代表として副市長を考えているところでございます。

第2のところについては、旅客の運送事業者という形になりますんで、この辺はそういっ

た事業者関係の代表者、3番のところが市民または利用者の代表ということになりますので、こちらのほうでは、市民の代表として自治会連合会の各支部長、また、高齢者等の代表として老人クラブみたいなものが、今そういう代表の組織というのがちょっとないので、社会福祉協議会等から選出をというような形で考えております。

あとのところ、4番とか下のほうにいきますと、それぞれの交通に関する団体等になりますので、また、6番のところは道路管理者ということで国・県・市の道路管理者等を考えているところで、8番の識見を有する者、こちらにつきましては、交通施策等を取り扱っている大学の教授等、そんなふうに考えているところでございます。よろしく願いいたします。

○委員（藤原正夫君） 分かりました。

○委員長（清水和弘君） そのほかございますか。

滝川副委員長。

○委員（滝川美幸君） ただいまの質問と同じなんですけれども、3番目の市民のまたは利用者の代表というところで、自治会の支部長さん大変大事なことだと思いますが、この中で、いかにそれを必要とする市民の声をこういうところで吸い上げるかということも非常に大事なことだと思います。

先日もたまたまその入り口で会った方がそのお話ししていました。もう少し充実してほしいということをおっしゃっていますけれども、前もちょっとお話ししました竜王地区の南部側のほうにちょっと今までこのバスが通っていないということで皆さん非常に不便だという声も聞いていますけれども、そういうところ、それを利用する方が高齢者が多いから、ただ単にホームページでどうこうするというのも非常に難しい、その方たちの意見を吸い上げることは難しいなと思っていますので、その辺は非常に配慮をしていただきたいなと思っていますので、よろしく願いいたします。高齢者の声ということです。よろしく願いします。

○委員（藤原正夫君） 答弁要りますか。

○委員（滝川美幸君） はい、ちょっと。

○委員（藤原正夫君） 酒井課長。

○経営戦略課長（酒井厚志君） 今、委員さんがおっしゃるとおりだと思いますので、昨年度も敷島の北部地域に出向いて説明、アンケート等もしました。あと、市民向けにLINEでのアンケート、そういった声を聞きながら、また、今後計画をつくるに当たってはパブリックコメント等も実施いたしますので、地域やそういう利用者の声を大切に今後計画を策定していきたいと考えております。

○委員長（清水和弘君） 滝川副委員長。

○委員（滝川美幸君） ぜひお願いしたいんですけども、例えばパブリックコメントを寄せるということも現実問題、あまり本来は集まらない。

そういう中で、先ほど私が言ったのは、高齢者の方たちが、利用する方たちの声を吸い上げる方法をしっかりと考えていただきたいということです、その辺重点的にしていただければと思います。

例えば敷島の北部のほうに説明にいらっしゃったということですけども、やはり今欲しがっている方たちのほかにもいるということで、くまなくその声が上がったところへはしっかりとした調査に行っていたきたいと思いますので、その辺よろしく願いいたします。要望で結構です。

○委員長（清水和弘君） そのほかございますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 今、滝川委員の言ったところの質問事項として大体お答えいただいたのでそれはいいんですが、デマンドに移行する方向があるようなことさっき伺ったんですが、その辺のところをちょっとお願いします。

○委員（藤原正夫君） 酒井課長。

○経営戦略課長（酒井厚志君） この後、補正予算のほうでその関係はお話をさせていただきたいと思っているところですが、実証実験を行うための予算をこの後ご説明させていただく予定になっておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（清水和弘君） そのほかございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） この交通会議の設置ということなんだけれども、今まで、先ほどの説明で、25年から公共交通ということで路線を設置してやってきたと、それを受けての今回この交通会議の設置ということなんだけれども、今まで様々な条件があって、乗車人数がどれだけになればどうするという、そういうことがありましたよね。

そういうことも含めて今後やっていくのか、それとも、また新たに全く、当然過去のそういう実績も踏まえここにやるんだけれども、今まで庁内でやってきたその事業と、これから会議を設置してやるその中身について、どこをどういうふうにして、どういう決定に至るのかというその辺の明確な会議の在り方というものはっきり示しておいたほうがいいんじゃないかと思うんだけれども、その会議の目的というか、そういうのはここに書いてあるん

だけれども、実際やっていく上で、どういうことをやっていくのかということをはっきり示してもらいたいと。その辺どうですか。

○委員（藤原正夫君） 酒井課長。

○経営戦略課長（酒井厚志君） おっしゃるように、現在運行している市民バス、これをするために、甲斐市地域公共交通活性化協議会という形で、もともと協議会を持っておりました。そこでいろんな今のような形態を協議したわけですが、これは規約という形で行っているところがございます。

一方、設置の理由のところ等に書いてありますように、国のほうでは、しっかり交通会議またはそういった協議会というものを設置する中で、関係者と合意形成を図った中で、市民バスの運行をしていきなさいというふうになっております。

今回、抜本的に市民バスの運行形態を見直しを図るに当たって、国があるような形にしながら、この条例を設置することで国の補助金等も活用していけるというふうな形で条例を設置します。今委員さんに言われたような目的というところでは、基本的な事項を定める中で、交通計画の区域、また、その計画の目標、それに伴う事業の実施をどういうふうに行っていくかということをしっかり会議の中で諮ることとしておりますので、今後そんな形で進めていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 分かりました。

一応基本的には、今までのそういう組織的なものがあった、協議会あったけれども、こういう形で設置をして、格上げという表現していかどうか分からないけれども、その中身を決定していく過程の中の位置づけというものが明確になっていくという、そういう認識でいいですか。

○委員（藤原正夫君） 酒井課長。

○経営戦略課長（酒井厚志君） おっしゃるとおりでございます。よろしく願いいたします。

○委員（内藤久歳君） もう1点目。

○委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 今、国のほうの方針というだけけれども、今いろいろの行政運営の中で国がああしろこうしろと言って、地方が振り回されるという部分も結構あるよね、いろいろ面。その辺について、あくまでも国の基本的な考えはあれとしても、やっぱり地域の実

態に即した在り方というものをやっぱり詰めていくということがうんと大事じゃないかと思うんだよね。

だから、その辺も含めて、しっかりこの会議の中で取り組んでもらいたいと思うんですけども、その辺はどうですか。

○委員（藤原正夫君） 酒井課長。

○経営戦略課長（酒井厚志君） 高齢化が進む中で、公共交通はなくてはならない市民の足だと考えておりますので、この会議の中で今言われたようなところをしっかりと協議しながら、考えていきたいと思っているところでございます。よろしくお願いいたします。

○委員（内藤久歳君） 了解です。

○委員長（清水和弘君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で議案第45号の質疑を終了します。

これより、議案第45号 甲斐市地域公共交通会議設置条例の制定の件について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、議案第45号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第45号を終わります。

ここで、職員の入替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時54分

再開 午前 9時56分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

次に、議案第48号 甲斐市職員の育児休暇等に関する条例の一部改正の件を議題といたします。

当局より説明をお願いいたします。

小林人事課長。

○人事課長（小林一三君） お疲れさまです。

人事課から定例会に提出にする条例改正2点につきまして説明させていただきます。

議案の19ページ、市議会資料の2ページをお願いいたします。

まず、議案第48号 甲斐市職員の育児休暇等に関する条例の一部改正の件でございます。

この条例の一部改正は、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和及び育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置について規定を整備するものであります。

改正の経緯としては、令和3年8月、人事院から公務員人事管理に関する報告及び国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出が出され、その中で示された国家公務員に係る妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講じる措置の一環として、職員の育児休業等に関する人事院規則の一部改正が施行されたことに伴い、地方公務員についても国家公務員と同様の措置を講ずる必要が生じたことから、本市においても関連する例規を改正するものであります。

関連する例規の主な改正内容につきましては、条例及び規則において、非常勤職員が育児休業、部分休業取得する場合、これまで在職期間が1年以上であることを取得要件としておりましたが、この要件を廃止いたします。

また、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備として、妊娠、出産等を申し出た職員に対する育児休業の意向を確認するための個別面談の実施、相談体制の整備など、講ずべき措置についての規定を整備いたします。

それから、子の看護休暇、介護休暇、介護時間の取得においても、育児休業と同様に在職期間の要件を廃止するなど、取得要件を緩和いたします。

改正箇所につきましては、議会資料の3ページから5ページですが、条例の新旧対照表がございます。第2条及び第17条の改正において、在職期間の要件を削除し、規定の削除に伴いまして、そのほかの文言等を整理いたします。また、新たに第21条及び第22条を追加し、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する規定を明文化いたします。

規則の改正箇所につきましては、議会資料の6ページに、新旧対照表がございますが、今回の条例の一部改正に伴いまして、条例の条項を引用している箇所の項ずれ等の解消を図るため、規定を整備するものであります。

また、議会資料の8ページから12ページに甲斐市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の新旧対照表がございますが、同規則の改正については、子の看護休暇や介護休暇、介護時間を取得する場合の要件を緩和するための改正であります。

施行期日については、いずれの改正ともに公布の日から施行し、令和4年4月1日遡及し、適用することといたします。

説明は以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

それでは、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたら、お願いいたします。

松井委員。

○委員（松井 豊君） これだけ大変あると比較が面倒なんですけど、ざっくばらんに言って、正規職員とこのいわゆる会計年度任用職員の差はなくなるという理解でいいんでしょうか。

○委員長（清水和弘君） 小林課長。

○人事課長（小林一三君） それぞれ簡単に説明させていただきますが、育児休業につきましては、正職員と会計年度任用職員では、若干対象者の範囲とはもともと異なっております。

例えば正職員につきましては、3歳に達するまでの子供を持つ職員が対象、ただ、会計年度任用職員は1歳に達するまでということで、対象者がちょっと異なっていた中で、また、会計年度は、在職した期間が1年以上という要件がありました。これを1年以上の在職期間という要件を解消するという内容でございます。

また、同じく部分休業についても同じような形で、在職した期間1年以上という要件を今

回廃止するというような形で、若干対象者の部分休業についても、正職員は小学校就学の時期に達するまでの子供を持つ職員が正式には対象になりますけれども、会計年度は3歳に達するまでの職員と、若干そういった対象者の範囲は異なりますけれども、今回ちょっと条件の緩和をするというものでございます。

○委員長（清水和弘君） よろしいでしょうか。

そのほか質疑ございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 19ページの第22条、ここに「任命権者が育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない」、1、2、3と3つあるんですけども、これについては、どんな形で今、今後進めていくのか、これはちゃんと整備されているのか、この辺のところはどうなっているのですか。

○委員長（清水和弘君） 小林課長。

○人事課長（小林一三君） 19ページの22条の追加規定だと思いますが、もともと、この環境整備ということで、正職員については100%育児休業の取得をしております。

基本的には、そういったことで、相談等がありましたら、個別面談等実施しているんですけども、そうした明確な規定が規則等にうたわれていなかったのが、今回のそういった改正に合わせて例えば面談を実施したり、育児休業に関する研修の実施であったり、相談体制の整備ということで、文言で明文化を図ったというものでございまして、以前からそういった体制は整えて対応はしております。

以上でございます。

○委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） ということは、これは文言上の確認であって、今運用そのものは、これに基づいてやっているということでしょうか。

○委員長（清水和弘君） 小林課長。

○人事課長（小林一三君） そのとおりでございます。

○委員（内藤久歳君） 了解です。

○委員長（清水和弘君） そのほか質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

若尾議員。

○議員（若尾彰子君） ありがとうございます。

今回非常勤職員の育児休業の在職期間の緩和がされるんですけれども、対象となる人はどれぐらい、職員さんの数はどれぐらい増えるのでしょうか。

○委員長（清水和弘君） 小林課長。

○人事課長（小林一三君） 今回なんです、改正前に既に会計年度任用職員、令和3年度も4人ほど育児休業を取得しております。改正されたから広がるということではないんですけれども、以前から周知をしております、今年度は既に6人ほど取得見込みということで、人事課のほうにはそんな相談が寄せられております。

以上です。

○委員長（清水和弘君） 若尾議員。

○議員（若尾彰子君） ありがとうございます。

あともう一つ、お願いします。

環境整備をしていくということなんですけれども、非常勤職員に対しても個別に相談に対応していくという認識でいいのでしょうか。

○委員長（清水和弘君） 小林課長。

○人事課長（小林一三君） そのとおりでございます、基本的には正職員、会計年度任用職員限らず、例えば庁内会議の所属長交えて会議等通じて、そういった育児休業制度に関する周知を図りまして、例えば会計年度任用職員がそうした育児休業を取得するような状況になりましたら、相談に乗ってあげて取得しやすい環境整備に努めていただくような形で人事のほうからも助言していただきたいというふう考えてございます。

以上です。

○委員長（清水和弘君） よろしいでしょうか。

○議員（若尾彰子君） ありがとうございます。

○委員長（清水和弘君） ほかに質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（清水和弘君） なければ、議員の質疑を終了します。

以上で議案第48号の質疑を終了します。

これより、議案第48号 甲斐市職員の育児休業等に関する条例の一部改正の件について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） なしと認めます。

討論を終了します。

これより、議案第48号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第48号を終わります。

次に、議案第49号 甲斐市職員等の旅費に関する条例の一部改正の件を議題といたします。

当局より説明をお願いいたします。

小林課長。

○人事課長（小林一三君） 引き続き議案第49号 甲斐市職員等の旅費に関する条例の一部改正について説明いたします。

議案の21ページ、市議会資料の13ページをお願いいたします。

この条例の改正の経緯としては、職員が出張し、または赴任した場合には、当該職員に対し、甲斐職員等の旅費に関する条例に基づき旅費を支給することとしております。

この赴任に伴う旅費につきましては、新在勤庁への赴任を命ぜられた職員がその赴任による移転のため、住所もしくは居所から新たな居住地へ転居するための費用として、令和元年度から県外の在勤地にある国の機関へ派遣する職員及び国の職員から引き続き本市の職員となった者を支給対象としているところであります。

そうした中、県外の他の自治体において、赴任に係る解釈を巡り対象者の範囲についての訴訟が行われた事例が確認されたことから、条文中の用語の解釈や定義に異議が生じないよう支給対象を明確化するため、関係例規を一部改正するものであります。

改正内容としては、赴任旅費の支給に関しては、新採用職員の採用に伴う移転費用などの旅費支給は意図していないことから、赴任の経緯において、新たに採用された職員とは、本市の要請により、国または他の地方公共団体の職員から引き続いて職員となった者、その他

市長が定める職員であるということを明記するものであります。

改正箇所については、議会資料の14ページに条例の新旧対照表がございますが、第2条第1項第2号中アンダーライン部分の文言を追加し、新たに採用された職員とは、本市の要請により国家公務員または他の地方公共団体の職員から引き続いて職員となった者、その他市長が定める職員であるということを明文化いたします。

また、規則の改正につきましては、議会資料の15ページに規則の新旧対照表がございますが、第2条から第9条までをそれぞれ1条ずつ繰り下げ、新たに第2条として追加し、今回の条例改正中に規定しているその他市長が定める職員に該当する者を条文で明記をしています。

施行期日については、公布の日から施行といたします。

説明は以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

それでは、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたら、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で議案第49号の質疑を終了します。

これより、議案第49号 甲斐市職員等の旅費に関する条例の一部改正の件について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、議案第49号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第49号を終わります。

これで条例審査を終わります。

続いて、補正予算審査を行います。

議案第50号 令和4年度甲斐市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

審査に入る前にお諮りいたします。審査は歳出から行い、説明は担当課ごとに説明を受け、質疑を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） それでは、そのようにいたします。

初めに、人事課より2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費について説明をお願いいたします。

小林人事課長。

○人事課長（小林一三君） 引き続きよろしくお願ひいたします。

人事課の6月補正予算について説明させていただきます。

補正予算説明書の10ページ、11ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、ナンバー03人事管理事業につきまして、89万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、4月1日の人事異動により国の職員から引き続き本市の職員となった特別職の赴任に伴う関係経費を補正するものであります。

8節旅費につきましては、赴任に伴い住居を移転する場合に支給することとしている移転料等の赴任に伴う旅費17万2,000円の増額であります。

13節使用料及び賃借料につきましては、赴任による新たな住居の住宅借上料72万円の増額であります。

説明は以上でございます。

よろしくご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

それでは、説明に対する委員の質疑をお願いいたします。

委員より質疑等がありましたら、お願いいたします。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） これ、参考までに、今借上料というのが発生しているんだけど、これに対する基準というか、そういうものはどうなっているのですか。

○委員長（清水和弘君） 小林課長。

○人事課長（小林一三君） 住宅借上料につきましては、国等から招いた特別職等の職員に対して住居する場合については、甲斐市職員の住宅の貸与に関する規則というのがございまして、市が住宅を借り上げ、その借り上げた住宅に職員を入居をさせるということで、住宅借上料については市が直接住宅の管理会社のほうに支払って、その期間そこに居住するという形になります。

支払いについては、家賃代は市が払うんですけども、例えば電気、ガス、水道料、こういったものについてはその本人負担ということで例規で定めております。

以上です。

○委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） ちなみにその家賃というのは、それというのはどのくらい払っているのですか。

○委員長（清水和弘君） 小林課長。

○人事課長（小林一三君） 1か月6万円ということで算出をしております。

○委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 今単身赴任だと思っただけですけども、それが家族とか、そういった形になるとまた内容が変わってくると思っただけですけども、その辺のところは参考までに聞かせてください。

○委員長（清水和弘君） 小林課長。

○人事課長（小林一三君） 住宅の場合についてですが、今回単身ということだったので、それだけの2LDKの間取りなんですけれども、そういった場合について、広めのところもちょっと当たりながらですが、不動産会社のほうに情報提供いただくという形で進めていく考えであります。

旅費について若干、今回これではないんですけども、旅費については単身だったので、引っ越し費用についても1人分という定額でございまして、例えば家族が転居する場合についてはプラスアルファ、上乘せがございまして、そういったところでちょっと差異がございまして。

以上です。

○委員（内藤久歳君） 了解です。

○委員長（清水和弘君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） 傍聴議員、なければ、質疑を終了いたします。

これで人事課関係の質疑を終了します。

ここで、暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時18分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

次に、総務課より2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費について説明をお願いします。

島田総務課長。

○総務課長（島田 伸君） お疲れさまでございます。

総務課から補正予算につきましてはお説明いたします。

補正予算説明書の10ページ、11ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費、03公用車維持管理事業につきまして、20万1,000円を増額補正するものであります。財源内訳につきましては一般財源であります。

飲酒運転の根絶を目的とした道路交通法施行規則の改正に伴い、運転者の運転前後の酒気帯び有無の確認が義務化されたことにより、アルコール探知器30個等を購入するため補正するものでございます。

よろしく願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたら、お願いします。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 今の説明、アルコール感知器ですけれども、それというのはどんな、今個数が多くてびっくりしたんだけれども、それはどんなところでどんなふうには設置をして、実際に考えられないことだけれども、職員がそういうアルコール検査をする機会があるのかどうか、その辺のところのあれはどういうになっているか、ちょっと説明してくれますか。

○委員長（清水和弘君） 島田課長。

○総務課長（島田 伸君） 道路交通法規則の改正に伴いまして、4月1日からまずは目視で臭いとか、顔色の状況を確認しろというふうになっておりまして、10月1日からは、そのアルコール感知器、機械を使って、その検査をしろということになっております。

それで、公用車については、30部署の公用車に対しまして、購入をして、前後の確認をする形となります。

○委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） この感知器を用意しました、車を運転することが必要になりました。そのときには、必ずそれやるということですか、運転する人は。

○委員長（清水和弘君） 島田課長。

○総務課長（島田 伸君） 義務化されておりますので、必ず実施することになります。

○委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 実施することはいいんだけれども、その先の実施しましたという確認というか、証拠というか、検証というか、そういうものはしました、できましたということになっちゃうと、この記録というか、そのやったことのあれというのは、管理はどうするの。

○委員長（清水和弘君） 島田課長。

○総務課長（島田 伸君） 今現在も記録簿をつけているんですが、その記録簿にその実施の確認を記入する形となります。

○委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） じゃ、そういうことも今もやっているわけですか。

○委員長（清水和弘君） 島田課長。

○総務課長（島田 伸君） 現在は、走行距離、そして、どこに行ったかというような記録簿

を使っておるんですが、4月1日からにつきましては、その目視をした飲酒の有無についての記入も行っております。

○委員（内藤久歳君） じゃ、管理はしているということですね。

了解です。

○委員長（清水和弘君） そのほかありますか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで総務課関係の質疑を終了します。

ここで、暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時24分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

次に、市民活動支援課より2款総務費、1項総務管理費、14目諸費について説明をお願いいたします。

小宮山市民活動支援課長。

○市民活動支援課長（小宮山 厚君） お疲れさまでございます。

市民活動支援課より6月補正予算の内容について説明させていただきます。

補正予算説明書の10ページ、11ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、14目諸費、01自治振興事業につきまして、補正額1,240万円を増額し、補正後の額を7,607万8,000円をお願いするものであります。財源内訳につきましては、全額その他のコミュニティー助成事業助成金であります。

この補正につきましては、一般財団法人自治総合センターコミュニティー助成事業、宝くじの助成事業におきまして、新設しました5つの自治会、富竹新田1区、万才東区、敷島台、

旭台、米沢自治会の事業が採択されたことに伴いまして、補正するものであります。

事業内容につきましては、公民館や自治会事業などで使用するテレビ、エアコン、テーブル、椅子などの備品の購入に対する助成であります。助成額につきましては、限度額である250万円を交付する4つの自治会と申請額どおりの240万円を交付する1自治会となっております。

以上が市民活動支援課の補正予算の説明であります。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたら、お願いいたします。

藤原委員。

○委員（藤原正夫君） お疲れさんです。

説明を受けて、今年度もコミュニティー営業あるんですけれども、今5か所と言いましての自治会がこの限度額を持っているんですけれども、その中で、これは私の自治会のこともちよっと踏まえるんですけれども、今回の財源を本当にありがとうございましたというところですよ。

やはり中には、何でその一つの自治会に偏ったというようなこともちよっと、偏ったということはないんですけれども、以前にもちよっと交付を受けた経緯があるんですけれども、私たちの自治会もいろいろ言いたいのは、やっぱりそういうふうなほかの自治会も積極的に支援、要望したり、そういうものを声がけとか働きかけをしないから、そういうことになるということもあるんですけれども、もっとこういうことをいろんな自治会の人たちがこういう活動がありますよということで、どんどん自治会活動を活発にするには、やっぱりこういうものを利用してやってほしいと思うんです。

そこでもって聞きたいのは、もう少しそういうことを、中には自治会長さん、自治会、2年とか1年で替わるんですけれども、全然中には知らなかったというような自治会も声を聞きますんで、ぜひ自治会の会合とか、そんなこともありましたら、こういうことをもう少しあるということをもう一度明確な周知をするというか、こういう方法をもってありますので、どんどん利用したり、ふだんの自治会活動活発に、有効に使ってくださいというようなことを言ったらどうかと思うんですけれども、その点について、もしお答えできたらお願いします。

○委員長（清水和弘君） 小宮山課長。

○市民活動支援課長（小宮山 厚君） 毎年この事業につきましては、自治会長さんたちにご説明をしております、その上で10月に事前に要望をいただくような形を取っておりますので、今後も引き続き周知のほうは徹底していきたいと考えております。

○委員長（清水和弘君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） ありがとうございます。

ぜひ136自治会あるわけですけれども、その中にも大小、少ない自治会もあると思いますけれども、いろいろそうは言っても自治会は自治会ですから、いろんな地区によっては、いろいろな項目とか、備品に対する費用、こんなことに活用したいなというものもあると思いますので、ぜひ今後も自治会長会議、いろんなところでもそういうことを働きかけてほしいと思います。

ありがとうございます。

以上です。

○委員長（清水和弘君） よろしいでしょうか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 今に関連することなんだけれども、昨年度が10件採択されているんですよね。それで、今年度5件ということで、2年で15件と。この助成金については、過去においては申請自治会が多くて、なかなか順番が回ってこないというと語弊があるかもしれませんが、なかなか採択されて回ってこなかったということなんだけれども、今現状で要望が出ている自治会というのはどのくらいあるんですか。

○委員長（清水和弘君） 小宮山課長。

○市民活動支援課長（小宮山 厚君） 昨年度、令和3年度と今年度につきましては、申請のあった自治会全てが採択されております。

以上になります。

○委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） そうすると、現時点では、それが先送りになっているという自治会はなくて、全体がなっていると。今度申請すると、即もらえるかどうか分からないけれども、その2年間で全て採択されたということですね。そういうことね。

○委員長（清水和弘君） 小宮山課長。

○市民活動支援課長（小宮山 厚君） そのとおりであります。

○委員（内藤久歳君） この事業は、実はうちの自治会も採択受けて頂いたんですけども、今、藤原委員が言ったように、こういう有利なコミュニティーの助成事業なんで、できるだけ多くの自治会が活用して、自治会活動の活発になればいいかなと思うんで、その辺も含めてしっかりやってください。

以上です。

○委員長（清水和弘君） そのほか質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで市民活動支援課関係の質疑を終了します。

ここで、暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時39分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

次に、防災危機管理課より9款消防費、1項消防費、2目非常備消防費及び3目消防施設費について一括で説明をお願いします。

山岡防災危機管理監。

○防災危機管理監（山岡広司君） ご苦労さまです。

それでは、防災危機管理課より補正予算につきまして、説明をさせていただきます。

補正予算説明書16、17ページをお願いします。

9款消防費、1項消防費、2目非常備消防費についてご説明をさせていただきます。

03の消防団活動費につきましては、20万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、先ほど総務課からも補正のお願いがありました酒気帯びの有無に関係するためのアルコール探知器のものでございます。道路交通法規則の一部が改正をされまして、消防車両36台に配備をするものでございます。よろしくお願ひしたいと思います。

次に、3目消防施設費の03消防施設整備費についてであります。498万3,000円の増額補正をお願いするものであり、財源内訳の市債380万円につきましては、防災対策事業費であります。これは、敷島第1分団、第1部詰所新築工事についてのものであり、新型コロナ及びロシアによるウクライナ軍事侵攻によります原材料費等が高騰したことにより、工事費が当初予算額を上回ってしまうことから増額の補正をお願いするものでございます。

以上が防災危機管理課からの説明となります。よろしくお願いをします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたら、お願いいたします。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 増額が490万近くということは、総額ではどのぐらいになるということになるのでしょうか。

○委員長（清水和弘君） 山岡管理監。

○防災危機管理監（山岡広司君） 当初の金額ですが、概算見積りとしまして2,759万9,000円でございます。それに498万3,000円を増額し、3,258万2,000円となります。

以上です。

○委員長（清水和弘君） そのほか質疑ございますか。

安倍委員。

○委員（安倍健治君） 同じく飲酒の検知器の、さっきありましたけれども、こちら幾つ配備されるんですか。

○委員長（清水和弘君） 山岡管理監。

○防災危機管理監（山岡広司君） 消防車両になりますが、36台に検知器を設置します。

以上です。

○委員長（清水和弘君） よろしいでしょうか。

○委員（安倍健治君） はい。

○委員長（清水和弘君） そのほか質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） よろしいですか。

なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで防災危機管理課関係の質疑を終了します。

ここで、暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時44分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

次に、教育総務課より10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費及び財源更正について説明をお願いします。

名取教育総務課長。

○教育総務課長（名取藤吾君） お疲れさまでございます。

教育総務課関係の補正予算につきましてはご説明いたします。

補正予算説明書16ページ、17ページをお願いいたします。

一番下になりますが、10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費につきましては、補正前の額5億3,878万2,000円に692万円の増額をお願いし、5億4,570万2,000円とするものであります。財源内訳につきましては、全額一般財源でありまして、07竜王西小学校費692万円は、一部借地となっている竜王西小学校敷地のうち、346平米を購入するための費用について増額補正をお願いするものであります。

内容につきましては、竜王西小学校の用地は、全体面積2万3,360平米のうち、令和4年度4月現在7,393平米が借地となっております。そのうち346平米を所有している地権者が昨年亡くなったことから、相続人と何度か用地交渉を続けたところ、売買について了承していただき、今回補正をするものであります。よろしくをお願いいたします。

次に、14小学校施設整備費につきましては、財源更正をお願いするものであります。

16ページ右側の欄で、財源内訳の1,400万3,000円は、敷島北小学校のバリアフリー工事について、今年度の当初予算で委託料として設計監理業務379万8,000円、工事費としてバリアフリー化改修工事4,089万8,000円、合計4,469万6,000円が計上してあります。

今回6月1日付で学校施設環境改善交付金1,400万3,000円の交付決定がありましたので、

国庫支出金として財源更正するものです。本来は交付金の内定が通知された際に工事費も含めて補正という形を取りますが、今回の場合は、令和5年度4月から車椅子の児童が入学することが分かっており、今年度中に工事を終了させなければならないという状況があるため、一旦当初予算に計上させていただき、一般財源と18ページに記載してある学校教育施設等整備事業債2,080万円などを財源として、設計等の入札を進めました。

今回学校施設環境改善交付金1,400万3,000円の交付決定が通知されたため、当初予算分の起債2,080万円を減額し、充当率がよい防災減災国土強靱化緊急対策事業債1,370万円と併せ国庫支出金として財源更正を行うものであります。

以上で6月補正予算の説明とさせていただきます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたら、お願いします。

藤原委員。

○委員（藤原正夫君） お疲れさまです。

まず、竜王西小学校土地購入のことについてお伺いをいたします。

これは、もう当初からもう何十年も前、初めから周りのいろんな方からもそんな意見があったところですが、今回はまだまだ全体的には今の説明だと2万3,000平米、それで借地が7,300ですか、そのうちの1筆とか2筆とか、亡くなった方が、今回が364平米で、この値段ということになると思うんですけども、あとの残りがまだありますよね。それについて今後どのような対処をしていくか、そのところちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（清水和弘君） 名取課長。

○教育総務課長（名取藤吾君） 委員さんおっしゃるように非常に長い期間を経ております。

平成30年に更新の時期がありまして、地権者全体会議を2回、戸別訪問を1年かけてさせていただきましたが、皆様売買は考えていないという状況でした。それから5年ほど経過いたしましたして、毎年全地権者のところに伺っております。そのときに、今回のように何かあったら相談に乗るからということで申し上げております。

また、ほかの地権者からも今後のことについて、土地利用の関係とか、相談も受けております。

最初も言いましたが、学校開校からは長い年月が過ぎておりますが、今回のように一歩ず

つでも前に進めるように引き続き誠意を持って対応していきたいと思っています。よろしく  
お願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） ありがとうございます。

それと、甲斐市にもいろいろそんなところがあるわけですがけれども、去年、敷島総合公園  
のところは、ちょっと長年やっぱりそんなところもあったんですけれども、解決したみたい  
ですけれども。もう一つ、ちょっとこれは同じ関連なんですけれども、竜王中学校のテニス  
コートのところもかなりあるんですけれども、そんなところどうなっていますかね。急で申  
し訳ないですけれども、この際ですから、聞いておきたいと思います。

○委員長（清水和弘君） 名取課長。

○教育総務課長（名取藤吾君） 竜王中学校につきましても同じように借地をしております。

竜王中学校の地権者にも毎年伺っております、やはりなかなか娘さんの意見ですとか、ご  
本人の意見ですとか、毎年お話は家族会議をしていただいているようなんですけれども、な  
かなか契約には至らないというところが状況ですので、こちらも誠意を持って毎年対応して  
まいりたいと思いますので、一步でも前に進めるように頑張りたいと思います。よろしくお  
願いします。

○委員長（清水和弘君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） お願いするところです。

地権者の方も、これは普通のものではない、教育に関したり、公共のものだし、そういう  
ことはあるんですけれども、そんな理解をした上で、いろんな建物やら、施設が使えている  
ということで、大変感謝をしているんですけれども、行く行くはこのままではやっぱりどん  
なふうな方向性に持っていくかということをお皆さんの努力で何とかいい方向に解決してほし  
い、これは要望ですから、よろしく願いします。

もう1点よろしいですか。

○委員長（清水和弘君） はい。

藤原委員。

○委員（藤原正夫君） 財源更正のことで、敷島北小学校のバリアフリー化なんですけれども、  
あそこは地形の関係上、ちょっと段差があったりしたり、校舎から校舎といってもかなり高  
低差があるんですけれども、このバリアフリー化がどこまで、全部をするのか、それともあ  
るところの階段部分なのか、その内容についてちょっとお願いしたいと思います。

○委員長（清水和弘君） 保坂施設係長。

○施設係長（保坂勇二君） このバリアフリー化の改修工事につきましては、バリアフリートイレ、多目的トイレの新設、また、車椅子用の階段の昇降機を設置する形になります。また、現在中庭から校庭のほうまでに階段を使う形になっているんですけども、こちらのほうにスロープを新設する形になります。また、校舎に入る際にも、スロープのほうを設置いたします。また、ところどころに段差がついているところがあります。校舎から体育館に入るところにつきましてもアスファルト舗装などで段差の解消をしていきたいというふう考えております。

以上です。

○委員長（清水和弘君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） 分かりました。そんなことでやっていただけるということは、ありがたいところでございます。

この問題について、敷島北小学校に限らず、今後、市内小・中学校にそういう車椅子用などの学校に入学するという事になった場合も考えられますんで、そんなときは、大体この要望というか、皆さん当局がもう大体そんなふうな形で、改修なりそういう工事をするという考えはあるんですか。考えがあるというか、北小に限らず、そういう児童が入学するのがあったら、そういう改修工事をするのかどうなのか。

○委員長（清水和弘君） 課長。

○教育総務課長（名取藤吾君） 障がい児が入るということは二、三年前に分かるようなことになっておりますので、当然その学区の学校に行きたいという要望があれば、できる限りのことはしたいというふうには思っております。

あとは、長寿命化工事を幾つかこれからもやりますけれども、その中で、学校から要望があれば、段差の解消とかにつきましては、その都度その都度やっていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

[発言する者あり]

○委員長（清水和弘君） はい、どうぞ、藤原委員。

○委員（藤原正夫君） 分かりました。

その中で、財源更正の中で、今回は利率のいい市の防災減災国土強靱化、これを使ったということで、利息の安い、利回りのいいと思うんですけども、こういうのをぜひいろんな、この問題ばかりでなく、いろんなところにこういうものを活用していただきたい、ぜひ少し

でも有利なほうな補助金というか、交付金を勉強していただきたいと思いますけれども、これ、要望ですけれどもお願いします。

終わります。

○委員長（清水和弘君） 滝川副委員長。

○委員（滝川美幸君） 今の学校の段差解消の問題で、入学する生徒さんが二、三年前には分かるというお話でしたけれども、私たちの甲斐市でも移住・定住を進めたりする中で、そういう障がいを持ったお子さんがいらっしゃるご家庭が移住等をしてきたときに、甲斐市の小学校、それから整備をするということでは間に合わない状況が出てくると思うんですね。

ですから、やはり今この長寿命化のいろんな改修を始める中で、その辺のところを最低限、もしそういうお子さんが急に甲斐市に住まれるような場合にも対応できるような措置を取っておくということが大変に大事なことかなと思っていますので、その辺の新入でなくても、そういう状況があるということを見据えて、しっかりと設備を整えてあげていただきたいということが1つですけれども、まず、それについてお答えをいただきたいです。

○委員長（清水和弘君） 名取課長。

○教育総務課長（名取藤吾君） 各学校に年間小規模の工事をするような予算も持っております。例えば急遽な状態になったときは、そういった予算で対応をしたいと思っておりますし、それで足りない場合は、すぐ補正という形も取りたいと思っております。

学校からの要望も年間に幾つか受け付けておりますので、その中で直接学校が一番よくお子さんのこと分かっていると思いますので、段差の解消についてはそういう形で努めていきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○委員長（清水和弘君） 滝川副委員長。

○委員（滝川美幸君） 先ほどの西小の借地のことなんですけれども、これ、もちろん随分前からの話に出て、私たちも地元ですから、いつもそのご意見をいただくわけですけれども、あと7,000平米ぐらいが借地ですね。何人ぐらいの地権者がいらっしゃったんでしょうかね、確認させてください。

○委員長（清水和弘君） 名取課長。

○教育総務課長（名取藤吾君） 地権者につきましては、あと残り4名となっております。

以上です。

○委員長（清水和弘君） よろしいでしょうか。

そのほか質疑ございますか。

大丈夫ですか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 今の西小学校の土地の処分の件でちょっと確認をしたいんだけど、最初はおそ西小は全面的に借地だったということですね。そして、残りが今の説明の中では7,393平米が残っていると。その中で今回補正分の346平米を取得するというので、今これが7,393から346を引くと幾つ残るといいますか。

○委員長（清水和弘君） 名取課長。

○教育総務課長（名取藤吾君） 残りの借地の平米数につきましては、7,047平米となります。以上です。

○委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 今の説明で、残りの地権者が4名ということですね。これは引き続き交渉しながら、全取得に向けて取組をしていくということで、先の話になると思いますけれども、毎年努力をしているということは本当に頭が下がる思いで、ここまでやっときぎ着けたという部分で、今後はいい流れでいくんじゃないかなと期待はしているんですけども、引き続き頑張ってもらって、完全取得になるように、頑張っていただきたいということです。よろしくをお願いします。

それと……、委員長。

○委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） これ、346平米ということで、これは取得するというんだけど、これの取得する価格の設定というか、それについてはどんな内容になっていますか。

○委員長（清水和弘君） 名取課長。

○教育総務課長（名取藤吾君） 不動産鑑定士をお願いをいたしまして、国の統一基準で固定資産税や地価公示価格、近傍宅地の取引状況など組み合わせて不動産鑑定士が算出した額を基準としております。よろしくをお願いします。

○委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） それで、平米どのぐらいになっているのですか。

○委員長（清水和弘君） 名取課長。

○教育総務課長（名取藤吾君） 平米2万円となっております。よろしくをお願いします。

○委員（内藤久歳君） 了解です。

○委員長（清水和弘君） そのほか質疑ございませんか。

[発言する者なし]

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

[発言する者なし]

○委員長（清水和弘君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで教育総務課関係の質疑を終了します。

ここで、暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時04分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

次に、生涯学習文化課より10款教育費、6項社会教育費、3目文化会館費及び4目文化財保護費について説明をお願いいたします。

高須生涯学習文化課長。

○生涯学習文化課長（高須秀樹君） よろしくをお願いいたします。

生涯学習文化課より補正予算について説明をさせていただきます。

補正予算書18ページ、19ページをお願いいたします。

10款教育費、6項社会教育費、3目文化会館費、補正前の額8,470万8,000円に対しまして、6,154万3,000円の増額をお願いし、1億4,625万1,000円とするものであります。財源内訳につきましては、合併特例債5,730万円、一般財源424万3,000円であります。

19ページ、説明欄02双葉ふれあい文化館管理運営費6,154万3,000円につきましては、昨年度9月補正により外壁の打診調査及び実施設計委託の追加補正をお願いし、外壁改修工事設計を行ったところ、3月に設計が完了したため、今回の補正で工事のための予算を計上させていただくものであり、工事請負費として5,700万2,000円、工事管理委託費として101万5,000円をお願いするものであります。

工事内容につきましては、過去に改修していない西側のタイル張りとなっている外壁について、長寿命化を図るため、既存のタイルを剥がし、吹きつけに変更するものであります。

また、外壁改修工事設計時に現場に足場を設置した際、屋根の状況を確認したところ、劣

化が進んでおり、屋根の具材のめくれやゆがみや、ビスの浮き、欠損を確認しました。このまま放置しますと、雨漏りにより躯体に影響を及ぼすおそれがあることから、屋根の改修工事が必要と判断し、屋根改修工事設計委託費として236万5,000円を計上させていただくものであります。

また、自動火災報知設備交換工事として96万8,000円を計上させていただいております。内容につきましては、消防用設備等点検の結果、一部に不具合が生じており、機器を交換するものであります。故障内容については、峡北消防本部と協議を行い、応急措置としてマニュアルを作成し、現在対応しているところであります。

このほかに当初予算に備品購入費としてワイヤレスマイク機器67万8,000円を計上させていただいておりますが、部品原材料等の高騰により不足分として19万3,000円の増額をお願いするものであります。

続きまして、4目文化財保護費、補正前の額2,631万3,000円に対しまして66万5,000円の増額をお願いし、2,697万8,000円とするものであります。財源内訳につきましては、全て一般財源であります。

19ページ説明欄にあります文化財保護事業66万5,000円ではありますが、中下条の市指定文化財松尾神社本殿の屋根修繕に係る補助金であります。これは、本年1月に強風により、神社境内の樹木が倒れ、屋根の一部が破損しました。市文化財保護条例及び文化財保存等事業費補助金交付要綱により、指定文化財の修繕に係る補助金を計上させていただくものであります。

説明は以上となります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたら、お願いします。

松井委員。

○委員（松井 豊君） ふれあい文化館は築何年か、ちょっと教えてください。

○委員長（清水和弘君） 高須課長。

○生涯学習文化課長（高須秀樹君） 今年で27年になります。

○委員長（清水和弘君） そのほか質疑ございますか。

ありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

[発言する者なし]

○委員長（清水和弘君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで生涯学習文化課関係の質疑を終了します。

ここで、暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時11分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

次に、スポーツ振興課より10款教育費、7項保健体育費、2目体育施設費について説明をお願いいたします。

森川スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（森川嘉亮君） お疲れさまです。

スポーツ振興課の補正予算について説明をさせていただきます。

補正予算書の18ページ、19ページをお願いいたします。

18ページ、中ほど、下部分の10款教育費、7項保健体育費、2目体育施設費につきましては、補正前の額1億6,135万3,000円に3億2,821万8,000円の増額をお願いし、計4億8,957万1,000円とするものでございます。財源内訳の地方債2億5,120万円は、公共施設等適正管理推進事業債2億500万円と、合併特例債4,620万円となります。その他は、独立行政法人、日本スポーツ振興センターのスポーツ振興くじ助成金5,169万6,000円、一般財源は2,532万2,000円でございます。

02体育館維持管理事業3億2,821万8,000円につきましては、敷島体育館アスロック妻壁等改修工事と同じく、敷島体育館LED化及びアリーナ床改修工事及び玉幡体育館屋根外壁改修工事に係る委託料及び工事請負費の補正をお願いするものであります。

まず、敷島体育館アスロック妻壁等改修工事につきましては、昨年度3月の予算審査特別委員会で敷島体育館天井材の一部落下について報告をさせていただきましたが、建築士によ

り原因を調査したところ、体育館屋根のトップライトのねじ部分から水漏れがあるということで、それが原因ではないかという結論になりました。

そのため、トップライトのつなぎ目を囲うトタン部分の改修工事のほか、2階観覧席屋根の老朽化による雨漏りも確認したため、観覧席屋根の防水工事も併せて行います。そのための工事及び工事管理業務委託に係る経費526万9,000円をお願いするものであります。

次に、敷島体育館のLED化及び床アリーナ改修工事につきましては、平成4年に敷島体育館を建築してから30年ほど経過しており、経年劣化しているため、独立行政法人日本スポーツ振興センターのスポーツ振興くじ助成金を申請したところ、4月に内定を受けましたので、助成金を活用し、照明器具のLED化及び床の改修する工事及び工事の管理業務委託に係る経費として1億35万2,000円をお願いするものであります。

なお、独立行政法人日本スポーツ振興センターのスポーツ振興くじ助成金の補助率につきましては、工事設計監理費のうち対象経費を除いた経費の3分の2以内となっており、補助率は約53%となっております。

次に、玉幡体育館外壁改修工事につきましては、昨年度1月の総務教育常任委員会におきまして、玉幡体育館における外壁劣化に伴います安全対策について説明をさせていただき、2月に外壁の設計業務を補正するとともに、繰越しをお願いさせていただきました。

このたび外壁の全面改修と屋根の塗装工事及び工事の管理業務に係る経費として2億2,259万7,000円をお願いするものであります。玉幡体育館であります。昭和57年に建築してから40年ほど経過しており、施設の不具合の早期発見に努めるため、定期点検を行い、維持管理をしておりますが、令和3年度におきまして、個別施設計画に基づき、体育館の屋根及び外壁の状況を確認するため、建築士による建築物調査を実施いたしました。その結果、老朽化に伴い、外壁が地震の振動及び衝撃に対し脱落する危険性や、屋根の漏水、2階管理通路のサッシが飛散する可能性がある旨の調査結果がございました。

そのため、昨年度、委員会でご報告しましたとおり、現在は立ち入りを制限して安全確保を図った上で、早急に安全対策を実施するため、設計を行ったところであります。

工事内容につきましては、既存外壁はALCという材料を使用していますが、今回はALCより軽量で耐震や長寿命化対策としてガルバリウム鋼板を使用いたします。また、屋根につきましては、防水性の高いウレタンの防水塗装を行う予定となっております。

なお、当初体育館を使用しながらの工事を行う計画でしたが、設計業者の調査から外壁の取り外しや取付けについては、体育館内での作業が必須となることから、学校施設等も使用

しているため、児童の安全と早期の工事完成を最優先に考え、外壁の工事期間中は体育館の使用を中止し、実施いたします。

また、工事請負金額が1億5,000万円を超えることから、議会の議決をいただいた後に、工事の契約となります。

工期につきましては、本年度末までの工事完了を予定しております。

以上でスポーツ振興課から6月補正予算の説明とさせていただきました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたら、お願いいたします。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 当初予算への補正が随分大きいんですが、これは助成金の関係とか、あるいは緊急性とかいろいろあると思うんですが、もう少し詳しく。

○委員長（清水和弘君） 森川課長。

○スポーツ振興課長（森川嘉亮君） まず、敷島の体育館につきましては、先ほども説明したとおり、施設が経年劣化しているということで、令和3年度スポーツ振興くじの申請を行いました。それで、今年4月に助成金の内定があったため、今回6月補正をさせていただきました。

また、玉幡体育館につきましては、昨年もちよっと説明させていただきましたが、外壁がもう脱落があるというおそれがあるため、緊急的に、今現在施設の周りを短管パイプでネットで囲っている状況であります。それを回避するために早急に外壁の工事を実施したいと思っております。そのための高額な費用となっております。よろしくお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これでスポーツ振興課関係の質疑を終了します。

ここで、暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前 11時22分

再開 午前 11時23分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

次に、経営戦略課より2款総務費、1項総務管理費、5目企画費について説明をお願いいたします。

酒井課長。

○経営戦略課長（酒井厚志君） 大変お疲れさまでございます。

それでは、経営戦略課から議案第50号 一般会計（第1号）6月補正予算につきましてご説明申し上げます。

補正予算説明書の10ページ、11ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、5目企画費につきましては、補正前の額6億6,648万2,000円に対しまして、1,943万2,000円の増額をお願いし、予算額を6億8,591万4,000円とするものでございます。財源内訳につきましては、国県支出金500万円、一般財源が1,443万2,000円でございます。

内容につきましては、11ページ説明欄のナンバー07地域公共交通活性化再生総合事業として、今年度県が創設した新たなモビリティサービス導入促進モデル事業費補助金を活用して、現在市民バスとして運行している双葉北部路線において、AIオンデマンド交通の実証実験を3か月実施するものであります。

この実証実験に伴う予算として、10節需用費にバス停看板等に係る費用20万円、12節委託料1,923万2,000円につきましては、火曜日から金曜日及び日曜日の週5日間を3か月間車両運行等を委託するほか、AIシステム使用料や利用予約のためのコールセンターの設置、また、利用者アンケート調査及び利用状況調査、分析などに関する費用となります。

今回この実証実験を行う双葉北部路線の選定は、低利用路線であり、廃止を検討しなければならない路線でございます。また、先ほどご審議いただいた交通会議設置条例の際にご説明いたしましたとおり、昨年度の市民アンケート結果において、予約型のデマンド交通導入による市民バス存続を望む声が多いことから、今回の実証実験により、費用対効果などの調査研究を進めるとともに、市全体の公共交通の抜本的な見直しに取り組んでまいるので

あります。

以上で、今定例会に上程いたしました補正予算の説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたら、お願いたします。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 北部区間で週5日、AIシステムというような今言葉が出てきたんだけど、これのAIシステムというのは、どういう運行方法、その辺をちょっと説明してくれますか。

○委員長（清水和弘君） 酒井課長。

○経営戦略課長（酒井厚志君） AIオンデマンド交通というのは、従来型のいわゆる定時定路線型のものではなく、利用者の予約に対して、人工知能プログラムのAIを活用する中で、いわゆるバスの中にタブレットが用意される中で、そのAIによる最適な運行ルート、また、配車をリアルタイムに行う乗り合い輸送サービスになります。ルートエリア内であれば、乗りたい場所から行きたい場所へ最適の配車を行うというようなシステムになります。

○委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） そうすると、その運行については、今までどおり山交がやるということですか。

○委員長（清水和弘君） 酒井課長。

○経営戦略課長（酒井厚志君） まず、先ほどご説明したように、委託について、新しくAI導入のものについては、これから運行するところに委託をかけていきたいとは考えております。

○委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） その導入はいいんだけど、利用者がそのことを知っていたり、使えなきゃ意味がないことなんだけど、その辺の運用について、利用者との関係というのはどういうふうに構築していくのですか。

○委員長（清水和弘君） 酒井課長。

○経営戦略課長（酒井厚志君） まず、先ほど申しました実証実験を行う双葉北部路線、対象となる自治会が約26自治会ほどございます。まず、双葉自治会連合会の双葉支部のほうに

新たにこのAIオンデマンド実証実験、一応11月から翌年の1月までの3か月実証実験をやる予定でございますので、その前に、双葉自治会のほうにご説明に上がり、また、対象となる26自治会のほうに周知をする中で、登録制という形を取らせていただきますので、まず、登録をしていただけるように周知のほうを図っていきたいと考えております。

○委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） では、この事業については、今後またその状況に応じて、また委員会のほうにも報告してもらえるとということだね。

○委員長（清水和弘君） 酒井課長。

○経営戦略課長（酒井厚志君） 委員会のほうに結果等も含め報告をさせていただきます。

○委員（内藤久歳君） 了解です。

○委員長（清水和弘君） そのほかございますか。

[発言する者なし]

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

若尾議員。

○議員（若尾彰子君） すみません、そのオンデマンド交通について、バス停コールセンター調査分析の費用と、すみませんちょっと聞き取れなかったのですが、ほかにあるのを教えていただけないでしょうか。

○委員長（清水和弘君） 石原係長。

○経営企画係長（石原大助君） 先ほど課長にご説明があったもののほかに、運行の委託ですとか、あとシステム利用料とか、月々の利用料もかかってきますので、そのような費用になっております。

○委員長（清水和弘君） よろしいでしょうか。

そのほかございますか。

[発言する者なし]

○委員長（清水和弘君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで経営戦略課関係の質疑を終了します。

ここで、暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前11時31分

再開 午前 11時32分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

続いて、歳入について行います。

財政課より15款国庫支出金から22款市債まで一括で説明をお願いいたします。

宮本課長。

○財政課長（宮本 裕君） 大変お疲れさまでございます。

それでは、このたびの一般会計補正予算 8億4,493万9,000円の財源となります歳入予算についてご説明いたします。

補正予算説明書 6ページ、7ページをお願いいたします。

初めに、15款国庫支出金であります。

1項国庫負担金、3目衛生費国庫負担金、1節保健衛生費負担金3,823万円の増額につきましては、60歳以上及び18歳以上60歳未満で重症化のリスクの高い基礎疾患を有する者等に対する4回目のワクチン接種に要する経費に係る新型コロナワクチン接種対策費国庫負担金を増額するものであります。

2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金1億1,400万2,000円の増額であります。内訳といたしまして、まず、保育士等処遇改善臨時特例交付金につきましては、保育士や幼稚園教諭の収入を引き上げるために創設された保育士等処遇改善臨時特例交付金事業に基づく補助事業の財源として全額が交付されるため、増額するものであります。

また、子育て世帯支援給付金事業費及び事務費交付金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、食費等の物価高騰に直面する低取得の子育て世帯に対して給付する子育て世帯生活支援特別給付金の財源として全額が交付されるため、それぞれ増額するものであります。

3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金8,971万6,000円の増額につきましては、4回目の新型コロナワクチンの集団接種等に従事する人材を確保するための委託料や、ワクチン配送業務委託料など、ワクチン接種の体制整備に対し交付される新型コロナワクチン接種体制確保事業補助金を増額するものであります。

7目土木費国庫補助金、1節土木費補助金680万3,000円の増額につきましては、新水道

線通学路整備工事に伴う測量設計及び開発 1 号線三味堂村上線の通学路整備工事に係る道路交通安全施設等整備事業補助金の内示額が示されたことにより、増額するものであります。

2 節道路橋梁費補助金5,056万7,000円の増額につきましては、橋梁の点検や補修工事などに対する道路メンテナンス事業費補助金の内示額が示されたことにより、増額するものであります。

9 目教育費国庫補助金、1 節小学校費補助金1,400万3,000円の増額につきましては、敷島北小学校のバリアフリー化改修工事に対しまして、学校施設環境改善交付金の内示額が示されたことにより増額するものであります。

次に、16款県支出金であります。

2 項県補助金、1 目総務費県補助金、2 節企画費補助金500万円の増額につきましては、地域バスネットワークの再編と利便性の向上を図るため、双葉北部地域においてA I オンデマンド交通実証運行を実証を行うための経費に対しまして、補助率2分の1の新たなモビリティサービス導入促進モデル事業費補助金の内示がありましたので、補助上限額となる500万円を計上いたしました。

3 目衛生費県補助金、2 節環境衛生費補助金276万円の増額につきましては、県において猫の殺処分を限りなくなくすことを目指し、今年度に限り飼い猫及び飼い主のいない猫を対象に交付される猫不妊去勢手術費補助金を計上するものであります。

4 目労働費県補助金、1 節労働費補助金307万5,000円の増額につきましては、移住支援金の支給要件を満たす世帯からの申請増に伴い、補助率4分の3の山梨県移住支援金交付事業費補助金を増額するものであります。

5 目農林水産業費県補助金、1 節農業費補助金433万円の増額であります。内訳といたしまして、まず、農業委員会補助金につきましては、農業者の高齢化や人口減少が本格化する中、国の新規事業である人・農地関連政策により、農地の集約化の目標地区の素案作成等に使用するタブレットの購入費及び通信料に対し、全額を補助金として交付されるため、増額するものであります。

また、農業基盤整備促進事業補助金につきましては、令和3年度から5か年計画で事業執行しております下八幡3区地内水路改修工事におきまして、要望額に対し配当額が加配となったから増額するものであります。

6 目商工費県補助金、2 節観光振興費補助金301万9,000円の増額につきましては、日本遺産御岳昇仙峡の構成文化財である御岳古道の玄関口となる常説寺駐車場への登山道トイレ

設置工事に対しまして、富士の国やまなし観光振興施設整備補助金の内示がありましたので、計上するものでございます。

次に、17款財産収入であります。

1項財産運用収入、1目財産貸付収入、1節不動産貸付収入510万9,000円の増額につきましては、木質バイオマス発電所用地を本年6月1日より発電事業者に貸し付けることから、本年度分として10か月分を計上するものでございます。

次に、20款繰越金であります。

1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金8,259万7,000円の増額につきましては、今回の補正予算の財源不足分に充当するため計上するものであります。

8ページ、9ページをお願いいたします。

次に、21款諸収入であります。

5項雑入、1目雑入、1節総務費雑入1,240万円の増額につきましては、令和3年度に申請した一般財団法人自治総合センターのコミュニティー助成事業において、一般コミュニティー助成事業に富竹新田1区など5地区の事業が採択されたため、計上するものであります。

7節土木費雑入103万2,000円の増額につきましては、都市計画道路田富町敷島線取付道路工事に伴う古村ちびっ子広場の遊具の撤去及び新設工事費が全て補償対象となるため、公園遊具物件移転補償費を計上するものであります。

9節教育費雑入5,169万6,000円の増額につきましては、独立行政法人日本スポーツ振興センターから敷島体育館LED化及びアリーナ床改修工事に対するスポーツ振興くじ助成金の内示があったため、計上するものであります。

次に、22款市債であります。

1項市債、5目農林水産業債、5節公共事業等債40万円の増額につきましては、県営土地改良事業の防災重点農業用ため池緊急整備事業へ充当するため、増額するものであります。

8目消防債、3節防災対策事業債380万円の増額につきましては、消防施設整備費の敷島第1分団詰所新築工事に充当するため、増額するものであります。

9目教育債、1節学校施設整備事業債2,080万の減額及び2節防災減災国土強靱化緊急対策事業債1,370万円の増額につきましては、敷島北小学校のバリアフリー化改修工事について、学校施設環境改善交付金の内定を受けたことに伴いまして、一部を充当率75%の学校施設整備事業債から充当率100%となります防災減災国土強靱化緊急対策事業債に振り替えるため、それぞれ減額または増額するものであります。

4 節公共施設等適正管理推進事業債 2 億500万円の増額につきましては、体育館維持管理事業の敷島体育館妻壁改修工事及び玉幡体育館屋根外壁改修工事に充当するため増額するものであります。

12目合併特例債、1 節合併特例債 1 億5,850万円の増額につきましては、土地改良事業の農業基盤整備促進事業260万円、道路新設改良事業の新水道線及び開発 1 号線三味堂村上線通学路整備工事等へ680万円、橋梁長寿命推進事業の橋梁点検や補修工事等へ4,560万円、双葉ふれあい文化館管理運営費の外壁屋根改修工事へ5,730万円、体育館維持管理事業の敷島体育館LED化及びアリーナ床改修工事へ4,620万円を充当するため増額するものであります。

続きまして、地方債の現在高の見込みに関する調書につきましてご説明させていただきますので、20ページをお願いいたします。

表の一番下の行が合計でありまして、中ほどの令和4年度中の起債見込額の補正額にありますとおり、今回の補正で3億6,060万円を増額しますと、本年度の起債の発行見込額は21億5,797万円となり、一番右の列にありますとおり、令和4年度末の現在高は221億4,483万7,000円となる見込みであります。

以上が歳入予算の説明となります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたら、お願いいたします。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 6、7ページの上のほうの民生費国庫補助金で保育士等処遇改善臨時特例交付金ですが、これ、1人当たりどのくらいになるのか。

○委員長（清水和弘君） 早川財政係長。

○財政係長（早川要子君） 1人当たりの収入の3%の約月額9,000円のアップをめどとしております。

以上です。

○委員長（清水和弘君） 松井委員。

○委員（松井 豊君） その下の子育て世帯給付金、困窮世帯対象ということですがけれども、基準や額などは。

○委員長（清水和弘君） 宮本課長。

○財政課長（宮本 裕君） こちらにつきましては、児童1人当たり一律5万円という金額になります。

以上です。

○委員長（清水和弘君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） ないですね。

これで歳入の質疑を終わります。

これより、議案第50号 令和4年度甲斐市一般会計補正予算（第1号）について討論、採決を行います。

まず、本件に対する討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、議案第50号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第50号を終わります。

これで補正予算の審査を終わります。

以上をもちまして本委員会に付託された議案審査は全て終了しました。

慎重審議ご苦労さまでした。

次に、その他を行います。

ここで、暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前 11 時 47 分

再開 午前 11 時 48 分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

市民活動支援課より先月行われました委員会での市民温泉の追加説明がありますので、お願いいたします。

小宮山課長。

○市民活動支援課長（小宮山 厚君） お疲れさまです。

それでは、市民活動支援課から令和4年度市民温泉施設の運営についての説明をさせていただきます。

資料につきましては、別冊のA4、1枚になります。

本日の説明事項の内容につきましては、先月の総務教育常任委員会におきまして、市民温泉の再開について説明をさせていただきましたが、その説明の中で、指定管理から市の運営に変更になったことによる経費の比較、また、サービスの内容などについて資料が不足しておりましたので、再度説明をさせていただくところであります。

今回は資料が不足しておりまして、大変申し訳ありませんでした。

それでは、資料に基づきまして説明をさせていただきます。

初めに、1の市の運営による年間経費と市指定管理委託料の比較であります。

(1) 令和4年度市運営による年間経費でありますけれども、表の下の米印にありますとおり、営業期間9か月分を対象とした本年度予算を営業期間12か月分に換算した経費で計算したところ、消耗品費、それから使用料及び賃借料までの合計が3施設の運営で年間1億4,079万9,000円かかる試算となりました。

次に、(2)の経費の比較をご覧ください。

今ほど説明させていただきました令和4年度の運営経費1億4,079万9,000円から令和4年度の利用料金の収入の見込み4,440万円を差し引きますと、市の実質負担額が9,639万9,000円となる見込みであります。

この実質負担額と令和3年度の指定管理料7,713万5,000円、こちらを比較しますと1,926万4,000円ほど市の運営することによりまして経費が増加する試算となりました。

続きまして、2の指定管理者が実施していたサービスについて説明させていただきます。

これまでの指定管理者が自主的に行っていましたサービス、これにつきましては表のとおり、6つのサービスがありました。今回市の運営に変更になったことに伴いまして、一番上の家族の日の子供無料開放以外は取りやめとなる予定であります。

続けまして、3の今後の運営についてであります。

まず、(1)でありますけれども、市民温泉の再開に向けた全館清掃など実施日、また、行政手続の許可、こちらが得られる見込みが立ちましたので、予定よりも若干前倒しとなる6月30日から再開する予定であります。

また、長期休館を行いましたので、利用者にご迷惑をおかけしたこと、また、市民温泉のPRを兼ねまして、7月3日までの4日間を無料開放する予定であります。なお、この周知報告につきましては、ホームページのほか、報道機関へも発表しまして、広報を行う予定であります。

次に、(2)の令和5年度以降の運営でありますけれども、甲斐市温泉施設事業運営検討委員会におきまして、現在市民温泉の存廃などについて協議をいただいております。

こちらの検討委員会からの答申を踏まえまして、来年度以降の運営については検討したいと考えております。

以上が市民温泉施設の運営に係る追加の説明となります。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたら、お願いいたします。

藤原委員。

○委員（藤原正夫君） 時間がないので、端的に聞きたいと思います。

お疲れさまです。

今のこれ見ると、市の負担が大分1,900万ぐらいここに合算で出ているんですけども、それでは、いろいろな運用のいろんな項目があるわけですけども、私が感じるんですけども、実は私が近いんで、ふだんは行ってないんですけども、ちょっと何年前には通ったことがあります。この同僚の松井委員さんもよく志麻の湯に行くんですけども、その中で感じたことですけども、もうちょっと、そのときは指定管理ですけども、今度は市になりますれば、利用者にも少し厳しく、特に男の湯なんですけれども、中にはシャンプーとか石けんをもう本当に半分ぐらい使う人もいる。私も何回も注意したり、けんか沙汰になったぐらい言ったんですけども、それとか、あと中にはあそこで、洗い場で歯を磨い

たり、ずっと30分ぐらい洗っている方もいる。それから、シャンプーなんか、何人かですけれども、何回もシャンプーしたり、そんなようなことがある利用者さんがいます。

それと、そういうことのもう看板にもでも「シャンプーは……」とか、そういう努力というものも絶対に必要だと思います。

それとあと、サウナの件なんですけれども、サウナなんかもう真夏は本当にやめるぐらいにして、そういうふうに対応を改善するということですね。冬場についても時間を例えば夕方の本当に今時点の半分ぐらいまでにして下げるとか、そんなふうな企業努力というか、そういうことを絶対に必要だと思いますので、ぜひ。そうすれば少しでもいろいろな企業でもやっているんですから、商店街でも何でもそういうことやっているんですから、ぜひ、利用者についても少し厳しくやって、方向を進めなければとても利用者のわがままな意見ばかりということはありませんので、ぜひそんなことも検討委員会とかもいろんなことで考えていただきたい、こんなふうに思います。よろしくどうぞ。

○委員長（清水和弘君） 小宮山課長。

○市民活動支援課長（小宮山 厚君） 貴重なご意見ありがとうございます。

分かりました。検討委員会または内部でもその辺周知、また検討していきたいと思います。

○委員長（清水和弘君） 松井委員。

○委員（松井 豊君） 入れ墨はいなくなったんで結構それはいいんですが、今度の再開に関して、行政放送というか、ああいうのなんかはどうなんでしょうか。

○委員長（清水和弘君） 小宮山課長。

○市民活動支援課長（小宮山 厚君） 防災無線は行う予定はありません。

○委員長（清水和弘君） よろしいでしょうか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） この3施設の施設の運営についてということで、予算面、それからサービスということで2つの説明を受けたんですけども、端的に言って、費用が1,926万4,000円増えて、この下のサービス見ると、有が1つで、無が5ですかね。今のサービスがよりも低下することはもう間違いないよね、これ。

この状況で考えていただきたいのは、やっぱりこれだけサービスが低下するに当たって、市が直営でやるというその努力は我々も感じるんですけども、この辺が少しでもいろいろな手法はあると思うんですけども、ここまで今指定管理でやっていました、市が直営になりましたで、管理者の手間がかかる様になって、でも、市はこういうサービスをやりますよとい

うことがちょっと知恵を工夫して、何かやっぱり入れないと、今までやっていて、費用が多かかりました、サービスが低下しました、何だということになっちゃうんで、その辺のところは今後の運営の中で、知恵を絞って、1つでも2つでもいいから、何か違った面のサービスをちょっと考えてもらいたいと思うんですけれども、部長、どうですか、その辺。

○委員長（清水和弘君） 相川部長。

○生活環境部長（相川泰史君） ただいまの内藤委員から指定管理者が実施したサービスのうち、今度市が行いことによってサービスが低下というお話いただきました。

確かにおっしゃるとおり、ここにありますとおり2から6の項目については、市の実施によりなくなるということでございます。

もともと指定管理者制度の導入の根本的な目的とすれば、市民サービスの向上、それから、経費の削減というものが第一でございます。

そのため指定管理者制度を導入して、より市民の方々に3つの市民温泉を利用させていただくということが目的でございました。たまたま今回こういう形で、市が行う運営に当たって、できるだけ本市としても、市としてもサービスの向上というか、維持をしたいんですが、やはりそれなりの費用部分がかかる部分がありますので、できるだけ費用をかけないできる方法は何か模索したいと思いますが、ここにあるやらないサービスを再度やるとなると、申し訳ございませんが、費用という面もありますので、その辺はまた担当と協議しながら、何かいい形で取り入れていければと思っております。

以上です。

○委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 今、部長の答弁のとおりなんだけれども、端的に言えば、要は費用が約2,000万近く増えるわけで、それに見合ったサービスを何か考えると、ちゃらになるという語弊があるけれども、バランスが取れるんじゃないかなという思いです。

だから、我々も管理をやっていました今までの過程の中で、制度そのものが廃止なった。それで、直営になったけれども、ただこういう部分で何とか努力して直営でやりますということの一つでもいいから、やっぱり努力してやってもらいたい。

あとそこから先は今検討委員会がこれから先のことについてはやっていくわけで、そっちに委ねる部分があるけれども、取りあえず直営になった、この時点でこういう背景があるから、それに対してしっかりと取り組んでいますよという形をやっぱりつくってほしいなというふう思います。何かそれに関して答弁。

○委員長（清水和弘君） 相川部長。

○生活環境部長（相川泰史君） 内藤委員も、先ほども私も答弁したとおり、確かにおっしゃることも分かるんですが、やはり指定管理と違って柔軟なものとはできない部分も当然もあると思いますんで、できるだけ無料開放日を増やしてやるとか、費用をかけないでできるサービス、何らかの形で模索して、残り9か月ですが、運営のほうを、今年度9か月運営するわけですが、その辺取り入れた中で検討はしてまいりたいと考えております。

○委員（内藤久歳君） よろしくをお願いします。

以上です。

○委員長（清水和弘君） 松井委員。

○委員（松井 豊君） 6の送迎バスはお金がかなりかかりますので、これはいいんですが、ほかのものはそれほどお金はかからないと思うんで、検討をお願いします。

○委員長（清水和弘君） 小宮山課長。

○市民活動支援課長（小宮山 厚君） 分かりました。検討してみたいと思います。

○委員長（清水和弘君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

以上で市民活動支援課のその他を終了いたします。

次に、委員よりその他何かありますか。

[発言する者なし]

○委員長（清水和弘君） 事務局より何かありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（清水和弘君） なければ、その他を終了します。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして総務教育常任委員会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 零時01分